

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配(R3) 1	経営管理実施権の認定を受ける者 (丁)			(氏名又は名称) 木曾南部森林組合 代表理事組合長 坂家 重吉					(住所又は所在地) 長野県木曾郡大桑村大字野尻160-27									
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 大桑村長 貴舟 豊					(所在地) 長野県木曾郡大桑村大字長野880-1									
丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額(E)の額の算定方法	備考 (集積計画書整理番号)				
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢										
1	大桑村野尻	939-69	1	は	2	山林	0.6773	ヒノキ	54	2022.6.1	2028.5.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)2				
2	大桑村野尻	939-68	1	は	4	山林	0.2725	ヒノキ	57					ヒノキ	60	—	集(R2)3		
			1	は	5														
3	大桑村野尻	939-90	1	ほ	31 (一部)	山林	0.4483	ヒノキ	51					2022.6.1	2028.5.31	別添1参照	別添2参照	—	集(R2)4
4	大桑村野尻	939-125	1	ほ	31 (一部)	原野	0.0485	ヒノキ	51										
5	大桑村野尻	939-67	1	は	6	山林	0.2684	その他広	73										
6	大桑村野尻	939-66	1	は	7	山林	0.4163	スギ	68										
7	大桑村野尻	939-64	1	は	8	山林	0.4126	ヒノキ	88										
8	大桑村野尻	939-77	1	ほ	11	山林	0.2984	スギ	71	ヒノキ	61	—	集(R2)6						
			1	ほ	12 (一部)														
			1	ほ	13														

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額(E)の額の算定方法	備考(集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
9	大桑村野尻	939-81	1	ほ	22	保安林	0.7035	スギ	93						
			1	ほ	23			スギ	62						
10	大桑村野尻	939-7	1	ほ	39 (一部)	原野	0.1227	ヒノキ	28						
11	大桑村野尻	939-31	1	ほ	40 (一部)	山林	0.1979	ヒノキ	38						
12	大桑村野尻	939-60	1	は	11	山林	0.7009	その他広	73						
			1	は	12			スギ	73						
13	大桑村野尻	939-61	1	は	13	山林	0.5040	スギ	66						
			1	は	14			ヒノキ	67						
14	大桑村野尻	939-3	1	ほ	15	山林	0.1007	ヒノキ	63						
15	大桑村野尻	939-44	1	ほ	33	山林	0.7807	ヒノキ	49						
16	大桑村野尻	939-50	1	ほ	7口	山林	0.2697	ヒノキ	52						
17	大桑村野尻	939-70	1	ほ	9	山林	0.4520	ヒノキ	33						
			1	ほ	10			ヒノキ	33						
18	大桑村野尻	939-48	1	ほ	39 (一部)	原野	0.0774	ヒノキ	28						
19	大桑村野尻	939-19	1	ほ	40 (一部)	山林	0.1240	ヒノキ	38						
20	大桑村野尻	939-78	1	ほ	12 (一部)	山林	0.6929	ヒノキ	61						
			1	ほ	18			ヒノキ	55						

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額(E)の額の算定方法	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢						
21	大桑村野尻	939-8	1	ほ	16	山林	0.1401	ヒノキ	60				—	集(R2)12	
22	大桑村野尻	939-9	1	ほ	17	山林	0.1763	スギ	83				—	集(R2)13	
23	大桑村野尻	939-79	1	ほ	19	山林	0.4070	アカマツ	83				—	集(R2)14	
24	大桑村野尻	939-83	1	ほ	25	山林	0.4246	スギ	58				—	集(R2)15	
25	大桑村野尻	939-57	1	ほ	4	山林	0.7243	ヒノキ	51				—	集(R2)16	
26	大桑村野尻	939-63	1	は	16	山林	0.6635	スギ	60				—	集(R2)17	
27	大桑村野尻	939-62	1	は	15	山林	0.5598	その他針	58				—	集(R2)17	
28	大桑村野尻	939-80	1	ほ	20	山林	0.1599	ヒノキ	51				—	集(R2)17	
			1	ほ	21			スギ	64						
29	大桑村野尻	939-82	1	ほ	24	山林	0.3938	スギ	61				—	集(R2)17	

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)		
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称					
1	大桑村野尻	939-69	1	は	2	山林	0.6773	ヒノキ	54					集(R2)2		
2	大桑村野尻	939-68	1	は	4	山林	0.2725	ヒノキ	57					集(R2)3		
			1	は	5			ヒノキ	60							
3	大桑村野尻	939-90	1	ほ	31(一部)	山林	0.4483	ヒノキ	51							
4	大桑村野尻	939-125	1	ほ	31(一部)	原野	0.0485	ヒノキ	51							
5	大桑村野尻	939-67	1	は	6	山林	0.2684	その他広	73							集(R2)4
6	大桑村野尻	939-66	1	は	7	山林	0.4163	スギ	68							集(R2)5
7	大桑村野尻	939-64	1	は	8	山林	0.4126	ヒノキ	88							集(R2)6
8	大桑村野尻	939-77	1	ほ	11	山林	0.2984	スギ	71							
			1	ほ	12(一部)			ヒノキ	61							
			1	ほ	13			ヒノキ	58							
9	大桑村野尻	939-81	1	ほ	22	保安林	0.7035	スギ	93							
			1	ほ	23			スギ	62							
10	大桑村野尻	939-7	1	ほ	39(一部)	原野	0.1227	ヒノキ	28							
11	大桑村野尻	939-31	1	ほ	40(一部)	山林	0.1979	ヒノキ	38							

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)																														
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称																																	
12	大桑村野尻	939-60	1	は	11	山林	0.7009	その他広	73					集(R2)7																														
			1	は	12			スギ	73																																			
13	大桑村野尻	939-61	1	は	13	山林	0.504	スギ	66									集(R2)8																										
			1	は	14			ヒノキ	67																																			
14	大桑村野尻	939-3	1	ほ	15	山林	0.1007	ヒノキ	63																																			
15	大桑村野尻	939-44	1	ほ	33	山林	0.7807	ヒノキ	49																																			
16	大桑村野尻	939-50	1	ほ	7口	山林	0.2697	ヒノキ	52																		集(R2)9																	
17	大桑村野尻	939-70	1	ほ	9	山林	0.452	ヒノキ	33																						集(R2)10													
			1	ほ	10			ヒノキ	33																																			
18	大桑村野尻	939-48	1	ほ	39(一部)	原野	0.0774	ヒノキ	28																																			
19	大桑村野尻	939-19	1	ほ	40(一部)	山林	0.124	ヒノキ	38																																			
20	大桑村野尻	939-78	1	ほ	12(一部)	山林	0.6929	ヒノキ	61																															集(R2)11				
			1	ほ	18			ヒノキ	55																																			
21	大桑村野尻	939-8	1	ほ	16	山林	0.1401	ヒノキ	60																																			集(R2)12
22	大桑村野尻	939-9	1	ほ	17	山林	0.1763	スギ	83																																			集(R2)13
23	大桑村野尻	939-79	1	ほ	19	山林	0.407	アカマツ	83																																			
24	大桑村野尻	939-83	1	ほ	25	山林	0.4246	スギ	58																																			

丁が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										Aの森林所有者(甲)		丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丁が乙にEを支払うべき時期	備考 (集積計画書整理番号)
番号	所在	地番	林班	小班	施業班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
25	大桑村野尻	939-57	1	ほ	4	山林	0.7243	ヒノキ	51					集(R2)15
26	大桑村野尻	939-63	1	は	16	山林	0.6635	スギ	60					集(R2)16
27	大桑村野尻	939-62	1	は	15	山林	0.5598	その他針	58					集(R2)17
28	大桑村野尻	939-80	1	ほ	20	山林	0.1599	ヒノキ	51					集(R2)17
			1	ほ	21			スギ	64					
29	大桑村野尻	939-82	1	ほ	24	山林	0.3938	スギ	61					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者(丁)

住所 (同上) 木曾南部森林組合 代表理事組合長 坂家 重吉

印

権利の設定をする市町村(乙)

住所 (同上) 大桑村長 貴舟 豊

印

森林経営管理制度に関する事務を行う団体(丙)

木曾郡木曾町日義4898-37 木曾広域連合長 原 久仁男

印

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別様とすること。
 - (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇年〇月〇日まで」と記載すること。
 - (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
 - (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続きにより定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丁が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丁は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益のある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丁が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丁に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丁に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丁は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丁に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。丁に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丁に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丁が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丁に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払い又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丁が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丁は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丁は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丁は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丁の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丁又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丁が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丁は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丁以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丁以外の者に使用させることができる。

② 丁は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丁以外の者に設置させることができる。この場合において、丁は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丁は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丁が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丁の協議により定める。

② 丁は、丁の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について、甲の承諾のうえ、森林保険を付保することができる。なお、当該付保に関する諸手続きは丁がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丁は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丁が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金金額は丁に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丁は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丁は、丁の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丁の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丁は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丁の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丁から甲に支払われるべき金銭及び丁が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丁が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丁が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丁は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丁が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業班	
①	大桑村野尻	939-7	1	ほ	39 (一部)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ 対象地内の広葉樹について、針広混交林への誘導を図るため、高木性広葉樹の伐採は極力控えるものとする。 ○ 存続期間中に獣害防護(熊剥防護テープ設置)を実施し、間伐後の残存木を保護するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって行う。また、目視では判断できない箇所がある場合は、ドローン等の空撮により巡視を実施するものとする。
	大桑村野尻	939-31	1	ほ	40 (一部)	
	大桑村野尻	939-70	1	ほ	9	
			1	ほ	10	
	大桑村野尻	939-77	1	ほ	11	
			1	ほ	12 (一部)	
1	ほ	13				
②	大桑村野尻	939-68	1	は	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に保育間伐を1回実施するものとする。 ○ 対象地内の広葉樹について、針広混交林への誘導を図るため、高木性広葉樹の伐採は極力控えるものとする。 ○ 存続期間中に獣害防護(熊剥防護テープ設置)を実施し、間伐後の残存木を保護するものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控えるなど、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって行う。また、目視では判断できない箇所がある場合は、ドローン等の空撮により巡視を実施するものとする。
			1	は	5	
③	大桑村野尻	939-69	1	は	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって行う。また、目視では判断できない箇所がある場合は、ドローン等の空撮により巡視を実施するものとする。
	大桑村野尻	939-90	1	ほ	31 (一部)	
	大桑村野尻	939-125	1	ほ	31 (一部)	
	大桑村野尻	939-67	1	は	6	
	大桑村野尻	939-66	1	は	7	
	大桑村野尻	939-64	1	は	8	
	大桑村野尻	939-81	1	ほ	22	
1			ほ	23		

	対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	施業班	
③	大桑村野尻	939-60	1	は	11	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって行う。また、目視では判断できない箇所がある場合は、ドローン等の空撮により巡視を実施するものとする。
			1	は	12	
	大桑村野尻	939-61	1	は	13	
			1	は	14	
	大桑村野尻	939-3	1	ほ	15	
	大桑村野尻	939-44	1	ほ	33	
	大桑村野尻	939-50	1	ほ	7口	
	大桑村野尻	939-48	1	ほ	39 (一部)	
	大桑村野尻	939-19	1	ほ	40 (一部)	
	大桑村野尻	939-78	1	ほ	12 (一部)	
			1	ほ	18	
	大桑村野尻	939-8	1	ほ	16	
	大桑村野尻	939-9	1	ほ	17	
	大桑村野尻	939-79	1	ほ	19	
	大桑村野尻	939-83	1	ほ	25	
	大桑村野尻	939-57	1	ほ	4	
	大桑村野尻	939-63	1	は	16	
	大桑村野尻	939-62	1	は	15	
	大桑村野尻	939-80	1	ほ	20	
			1	ほ	21	
大桑村野尻	939-82	1	ほ	24		

別添3 丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

	対象森林					丁が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
	所在	地番	林班	小班	施業班		
	大桑村野尻	939-7	1	ほ	39 (一部)	<p><時期> ○木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合、丁から甲に対するDの支払いについては、伐採後、木材の販売収入額が確定した際に、速やかに行うものとする。</p> <p><相手方及び方法> ○次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>	
	大桑村野尻	939-31	1	ほ	40 (一部)		
	大桑村野尻	939-70	1	ほ	9		
			1	ほ	10		
	大桑村野尻	939-77	1	ほ	11		
			1	ほ	12 (一部)		
			1	ほ	13		